

## 【保育の必要性の認定に係る事由について】

- 1 就 労 1か月に64時間以上の労働(パート、内職、派遣、自営、就農を含む)を常態としていること。  
就労時間には、通勤時間及び残業時間は含まず、法定休憩時間を含む。
- 2 就 学 学校または職業訓練校(通信教育はのぞく)に在学していること。
- 3 出 産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 4 疾病・障害 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- 5 介護・看護 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 6 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 7 求職活動 求職活動(起業準備、利用内定後に求職活動を行う予定を含む)を継続的に  
行っていること。
- 8 育休継続 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が  
必要であること。
- 9 その他 その他市長が認める場合

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1 居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書
内職されている方	勤務(内定)証明書(内職用)
自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	自営業・農業従事申立書
2 出産前後の方(出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書の写し(入学予定の場合は合格通知等)
4 保護者が病気の方	疾病・障害状況申立書 診断書
5 保護者が障害をお持ちの方	疾病・障害状況申立書 障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	交付を受けていない方…診断書
6 保護者が介護している方	介護・看護申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
7 保護者が求職中の方	求職活動状況申立書
8 保護者が育休継続の方	就労証明書

問い合わせ先: 角田市 市民福祉部 子育て支援課 保育係

TEL: 0224-63-0134

MAIL: kodomo@city.kakuda.lg.jp